

## 全国国税局税理士監理官会議

○ 令和6年9月18日(水) 13:15 ~ 17:15

時間	議題	資料番号	区分
13:15 ~ 13:20	1 次長訓示		
13:20 ~ 14:30	2 令和6事務年度の取組方針	1	意見交換
14:30 ~ 14:45	(休憩)		
14:45 ~ 15:15	3 税理士法違反行為への対応(調査妨害)	2	意見交換
15:15 ~ 15:30	4 税理士等情報せん管理システム	3	意見交換
15:30 ~ 15:40	5 法第52条違反の確認行為	4	説明
15:40 ~ 15:55	(休憩)		
15:55 ~ 16:45	6 国税と税理士の関係性等	5	自由討議
16:45 ~ 17:05	7 他部課議題		
(10)	(1) e-Taxの普及・定着に向けた取組	6	説明
(5)	(2) 内部事務のセンター化	7	〃
(5)	(3) 綱紀の厳正な保持について	8	〃
-	(4) 監督評価事務	9	(資料添付)
-	(5) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	10	〃
-	(6) 優良な電子帳簿の普及・一般化	11	〃
-	(7) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組	12	〃
-	(8) インボイス制度の円滑な定着に向けた取組	13	〃
-	(9) キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組	14	〃
-	(10) 滞納の未然防止の取組	15	〃
17:05 ~ 17:15	8 質疑応答		

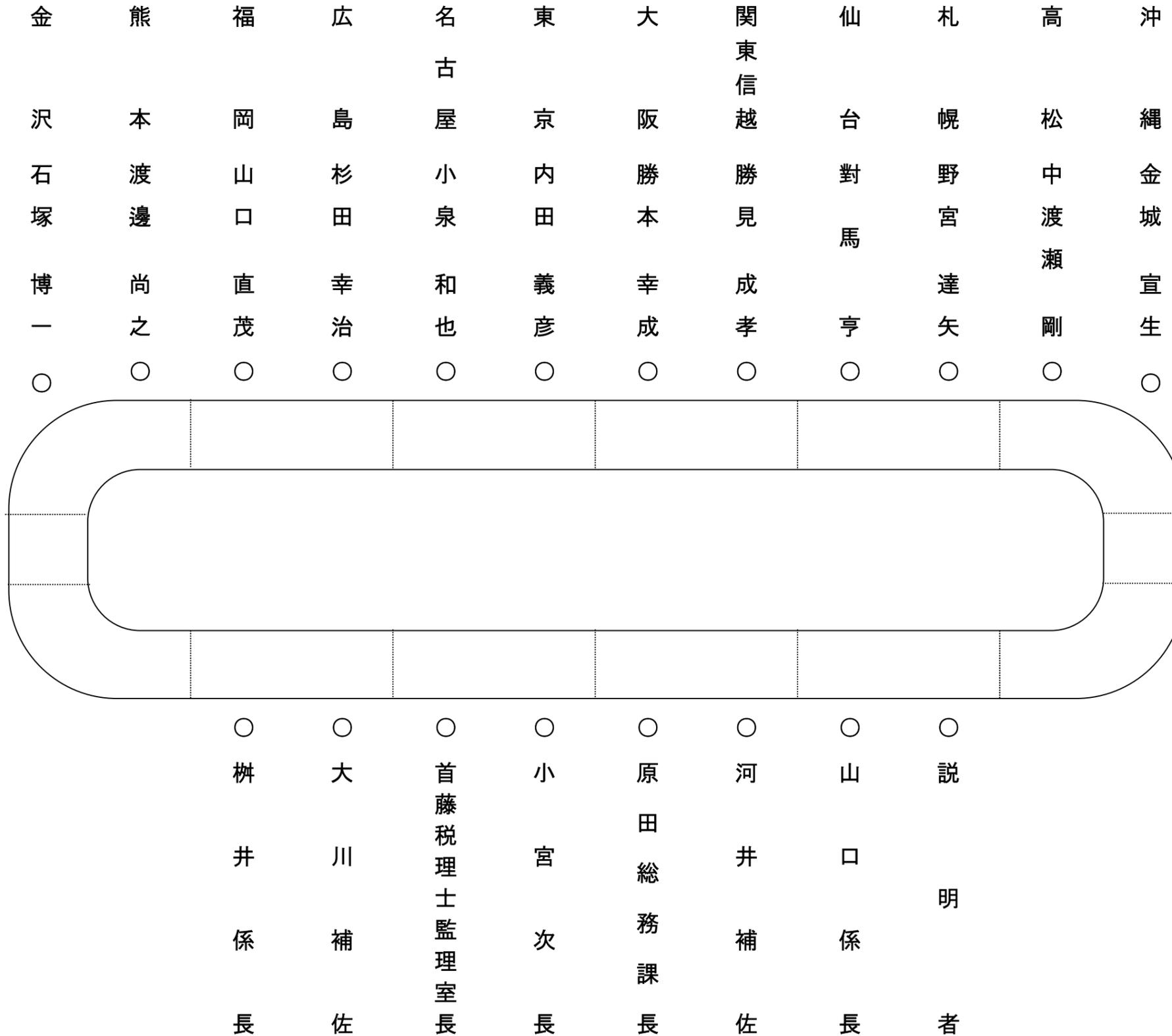
全国国税局税理士監理官会議  
出席者名簿（令和6年9月）

局	氏名	就任年月	前官職	事務系統
札幌	野宮 達矢 <small>のみや たつや</small>	令 5.7	札幌北署 副署長	個人
仙台	對馬 亨 <small>つしま あきら</small>	令 5.7	青森署 特別国税調査官（総合）	個人
関東信越	勝見 成孝 <small>かつみ しげたか</small>	令 6.7	太田署 副署長	個人
東京	内田 義彦 <small>うちだ よしひこ</small>	令 5.7	局 調査第一部 特別調査官	法人
金沢	石塚 博一 <small>いしづか ひろかず</small>	令 6.7	金沢署 副署長	法人
名古屋	小泉 和也 <small>こいずみ かずや</small>	令 6.7	半田署 特別国税調査官	法人
大阪	勝本 幸成 <small>かつもと ゆきなり</small>	令 6.7	東署 副署長	法人
広島	杉田 幸治 <small>すぎた こうじ</small>	令 6.7	世田谷署 副署長	法人
高松	中渡瀬 剛 <small>なかわたせ たけし</small>	令 5.7	千葉東署 副署長	徴収
福岡	山口 直茂 <small>やまぐち なおしげ</small>	令 5.7	刈谷署 副署長	個人
熊本	渡邊 尚之 <small>わたなべ ひさし</small>	令 5.7	麴町署 副署長	個人
沖縄	金城 宣生 <small>きんじょう のぶお</small>	令 6.7	所 人事課 課長補佐	法人

（注） 沖縄国税事務所は、税理士担当課長補佐

# 全国国税局税理士監理官會議配席図

国税庁 第一会議室  
令和6年9月18日 13時15分から



全国国税局税理士監理官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	1
----	---

〔令和6.9.18〕  
税理士監理室

## 令和6事務年度の取組方針

税理士関係事務の運営は、P D C Aサイクルに基づき、各事務の取組状況を分析・評価した上で、それを踏まえた必要な対応を行うなど、事務のやり方の見直しを図るとともに、庁局・各局間で連携しながら、効果的・効率的に努めることとしている。

令和6事務年度においても、令和5事務年度の取組状況を自局の立ち位置を踏まえて分析・評価した上で、各種課題への対応、更なる事務の適正化、事務の質の向上に取り組んでいく必要がある。

これらのことから、各局における令和5事務年度の取組状況に対する評価と、令和6事務年度の取り組むべき課題やそれに対する具体的な施策について、意見交換を行う。

全国国税局税理士監理官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	2
----	---

〔令和6.9.18〕  
税理士監理室

## 税理士法違反行為への対応

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

このような税理士の使命に鑑みれば、税理士の業務執行は、納税者のみならず、税務行政に対しても大きな影響を与えるものであり、その執行に当たり秩序の保持が強く要請され、それを国税当局が指導監督という形での確に担保していくことが重要である。

税理士が、納税者の納税義務の適正な実現を妨げる行為を行うことは、税理士法に定める税理士の使命や信用失墜行為の禁止規定に照らし問題のある行為であり、このような税理士に対しては、国税当局として対策を講じて抑止していく必要があることから、そのための方策等について、意見交換を行う。

全国国税局税理士監理官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	3
----	---

〔令和6.9.18〕  
税理士監理室

## 税理士等情報せん管理システム

税理士等の指導監督等に活用している「税理士等情報せん」について、現在、全国統一的な管理システムの開発を進めている。  
そこで、各局における情報せんの管理方法の現状や、すでに保有している情報を管理システムに移行するに当たっての懸念点について、意見交換を行う。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	4
----	---

〔令和6.9.18〕  
税理士監理室

## 法第52条違反の確認行為

いわゆる「にせ税理士」であるか否かの確認は、財務省設置法第19条に基づき、対象者の協力を得て実施している。

一方、令和5年度税理士法改正により、税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度が創設されるとともに、その税務相談を行った者に対する調査権限等が整備され、令和6年4月から施行されている。

全国国税局税理士監理官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	5
----	---

〔令和6.9.18〕  
税理士監理室

## 自由討議

国税組織と税理士制度や税理士業務について、その関係性や類似性等を踏まえて、どのような点で適正申告に向けた相乗効果や補完関係が発揮されているかなどについて、自由に発言・議論する。

全国国税局税理士監理官会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公開	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付	

資料	6
----	---

令和6.9.18  
課税部 資産課税課  
課税部 法人課税課

## e-Taxの普及・定着に向けた取組

国税申告手続のオンライン利用率の向上については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき策定された「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和5年10月20日改定)において、オンライン利用率の具体的な目標値を定め、オンライン利用率の目標達成に向けて、各種取組を実施しているところである。

また、令和8年度の業務センターの全国拡大を見据えると、内部事務の効率化やICT・データの活用を一層推進することが重要となり、これまで以上に組織を挙げて利用率向上に向けて取り組む必要がある。

### 1 相続税申告のオンライン利用率の向上に向けた取組

相続税申告のオンライン利用率は、令和6年度以降は更に高い目標値(※KPI⇒令和6年度：48.0%)が設定されているところ、利用勧奨に当たっては、相続税申告の税理士関与割合が高いことを踏まえ、幹部のトップセールスを含め、引き続き、庁局署一体となって、税理士等に対する積極的な利用勧奨に取り組む必要がある。

## 2 法人税申告における ALL e-Tax 推進の取組

法人税申告のオンライン利用率は、年々増加しており、既に高い水準でオンライン化が図られているところ、これまでも庁局署が一体となって、添付書類を含めた e-Tax (ALL e-Tax) の普及・定着に向けて取り組んできたところ。

より一層 ALL e-Tax を推進するため、利用勧奨に当たっては、税理士等の使用する税務（申告）ソフトに応じた 効果的な利用勧奨に取り組む必要がある。

## 全国国税局税理士監理官会議

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	7
----	---

〔令和6.9.18〕  
長官官房企画課

## 内部事務のセンター化

### 1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化（以下「センター化」という。）」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織（業務センター）で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、KSK2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあった場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

### 2 令和5事務年度の状況

#### (1) 業務センター等の機能

業務センター職員数が増加する中、緊急時対応や職員管理、専門的知識を必要とする事務の増加に対応していくため、業務センタ

一等に審理機能や情報化機能等を設置するなどの対応を行った。

## **(2) 事務処理体制**

業務センターの円滑な運営のため、事務の簡素化・標準化といったこれまでのBPRの取組に加え、事務システムの垣根を越えた既存事務の見直し、類似事務の統合などの取組を実施するとともに、KSK2導入後の通常期及び確定申告期の事務処理体制について検討を進めた。

## **(3) 行政指導**

業務センターが納税者のコンプライアンス向上の一翼を担う部署として機能していくため、行政指導事務の運営方法や実施体制について検討を進め、その充実を図った。

# **3 令和6事務年度の課題**

## **(1) KSK2を活用した事務運営・事務処理体制の検討**

KSK2の導入を見据え、KSK2の機能を踏まえた事務処理体制や事務管理等について検討を進める。

## **(2) センターの安定的な運営とBPRの推進**

事務の共同処理の更なる充実や、BPRの更なる推進を図るとともに、令和8事務年度の業務センターの円滑な全署実施に向けた準備を進める。

## **(3) 行政指導の充実**

効果的・効率的な事務処理体制や事務処理手順の整備など、行政指導の更なる充実に向けて検討を進める。

## **(4) KSK2の導入に向けた準備**

KSK2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進める。

## 全国国税局税理士監理官会議

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	8
----	---

〔令和6.9.18〕  
長官官房監察官室

## 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

## 全国国税局税理士監理官会議

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	9
----	---

〔令和6.9.18〕  
監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題 ～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

なお、事務監察に当たっては、アンケート調査に加え、令和6年10月中旬までにヒアリング調査を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

また、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

令和6事務年度の「実施計画」については、令和5事務年度の実績目標（別紙）を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標と

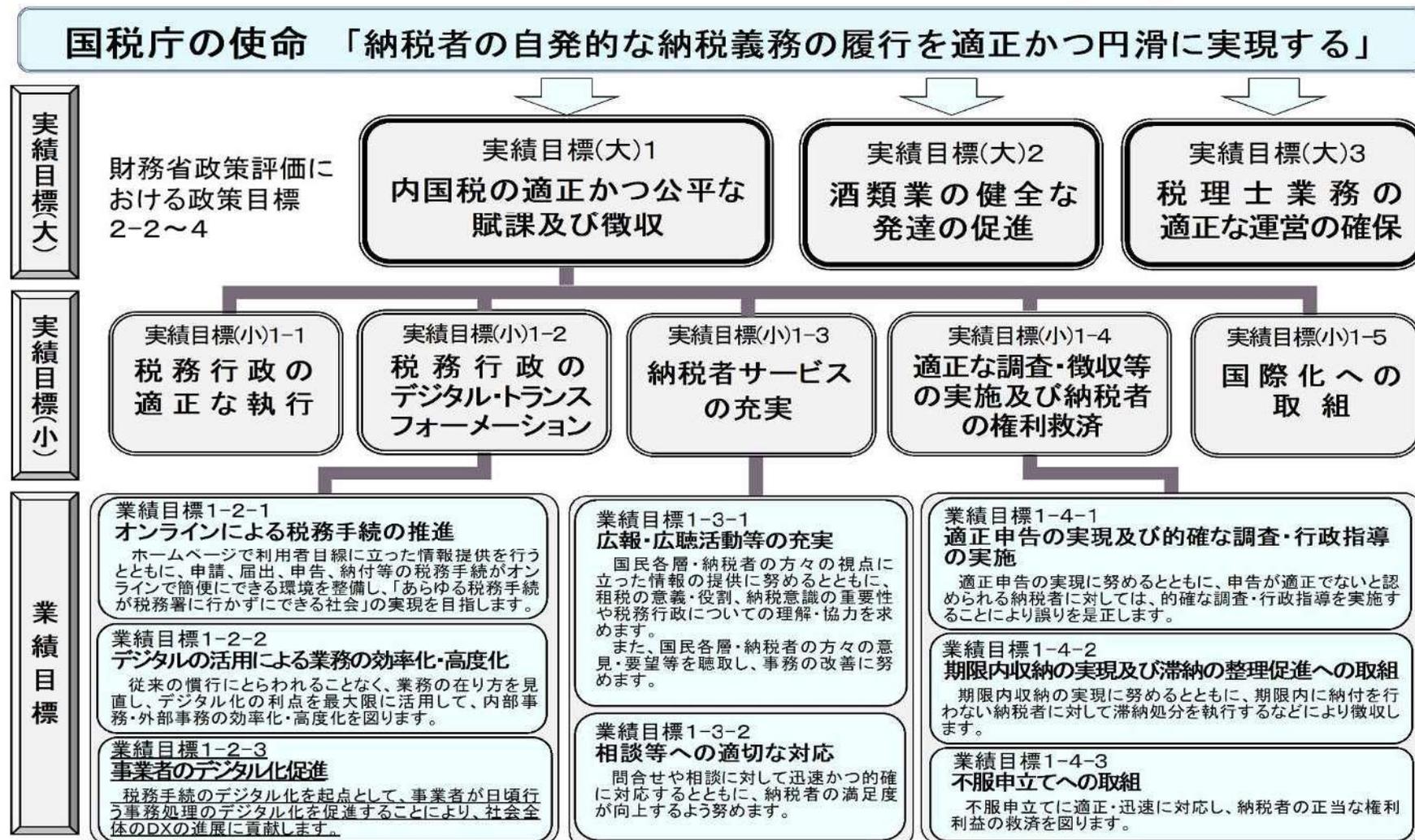
して新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

実績目標（大）3「税理士業務の適正な運営の確保」に関する各施策には、「税理士会等への研修会等の評価（目標値：85%）」や「税理士専門官による指導監督等事務の割合（目標値：75%）」などの測定指標が設けられており、目標を認識して事務に取り組む必要がある。

<令和6事務年度における測定指標の目標値（実績目標（大）3「税理士業務の適正な運営の確保」）>

測定指標名	目標値
・税理士会等への研修会等の評価	85%
・税理士専門官による指導監督等事務の割合	75%
・書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	(定性目標)

# 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

全国国税局税理士監理官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	10
----	----

令和6.9.18  
長官官房 企画課

## 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを進めており、様々な施策に取り組んでいるところである。その中でも、事業者のデジタル化促進を進めていくにあたっては、事業者により身近な税理士の理解と協力が重要であり、税理士や税理士会等の関係団体の理解を促し、連携・協調を図っていくためにも、国税庁では様々な取組を進めている。税理士や税理士会等と接する機会が多い税理士監理官におかれても、税理士や税理士会等の理解と協力が重要となる各施策についてご理解いただきたく、現在、国税庁において進めている取組についてご紹介する。

全国国税局税理士監理官会議

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	11
----	----

〔令和6.9.18〕  
課税部課税総括課

## 優良な電子帳簿の普及・一般化

電子帳簿等保存制度における「優良な電子帳簿」の普及・一般化に向けた周知広報の取組について、庁の取組状況等を説明する。

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	12
----	----

令和6.9.18  
課税部

## 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

書面添付制度については、税務執行の円滑化及び納税者全体の適正申告に寄与することから、その適正な運用に努めるとともに、本制度の一層の普及・定着を図る必要があるとの問題意識の下、課税部においては、引き続き、意見聴取の積極的な実施や実務者レベルの協議会等を積極的に開催することとし、このような取組を通じて、当該制度に対する職員の知識・理解を一層深めていくことにも配慮することとしている。

### 1 添付書面の積極的な活用

添付書面を申告審理や準備調査等に活用するとともに、添付書面の記載内容に関して積極的に意見聴取を実施する。

なお、意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付するなど、本制度の適正な運用に努める。

### 2 実務者レベルの協議会の積極的な実施等

書面添付制度の普及・定着に向けた当局と税理士双方の理解を更に深めるため、引き続き、局署単位で当局と税理士会との実務者レベルの協議会を積極的に開催し、添付割合の向上や記載内容の充実に向けた具体的な協議を実施するほか、書面添付制度に関する税理士会主催研修への講師派遣依頼があった場合には、積極的かつ適切に対応する。なお、税理士会側から協議会の開催要望がない場合であっても、当局から開催を打診するなど積極的な実施に配慮する。

(参考)

## ○ 書面添付の状況

【所得税】(令和5年分)

(単位: 件、%)

項目		局名												
		全国	東京	大阪	名古屋	関東信越	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄
①	申告件数	4,675,012	1,259,938	812,374	635,745	628,961	251,743	221,491	220,615	161,743	195,768	132,298	108,277	46,059
		4,733,523	1,284,723	824,094	642,175	637,445	255,579	222,684	224,405	163,662	199,177	132,641	99,912	47,026
②	書面添付件数	69,422	21,445	10,960	9,428	9,074	5,091	4,965	1,529	1,596	2,037	1,377	1,458	462
		69,916	22,229	10,888	9,461	8,872	5,191	4,958	1,630	1,560	2,020	1,289	1,305	513
③	書面添付割合 (② / ①)	1.5	1.7	1.3	1.5	1.4	2.0	2.2	0.7	1.0	1.0	1.0	1.3	1.0
		1.5	1.7	1.3	1.5	1.4	2.0	2.2	0.7	1.0	1.0	1.0	1.3	1.1
④	意見聴取件数	121	29	13	44	12	9	3	5	3	0	0	2	1
		141	56	12	28	15	10	13	1	1	0	3	2	0
⑤	意見聴取割合 (④ / ②)	0.2	0.1	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2
		0.2	0.3	0.1	0.3	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0
⑥	④のうち、調査 省略件数	54	10	5	34	1	2	1	0	1	0	0	0	0
		26	4	2	19	1	3	1	0	0	0	0	0	0
⑦	調査省略割合 (⑥ / ④)	44.6	34.5	38.5	77.3	8.3	22.2	33.3	0.0	33.3	-	-	0.0	0.0
		18.4	7.1	16.7	67.9	6.7	30.0	7.7	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-

(注) 1 上段の計数は、令和4年分の件数及び割合を示す。

2 申告件数(①)については、税理士関与有りの申告件数を示す。

3 ①及び②は、翌年3月31日現在の計数を示す(譲渡所得を含む。)

4 ④の計数は、令和5事務年度に意見聴取を実施した件数を示す。意見聴取の対象には、令和5年分以外の年分の所得税申告書に対して添付された書面も含まれている。

【相続税】（令和4年分）

（単位：件、％）

項目		局名												
		全国	東京	大阪	名古屋	関東信越	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄
①	申告件数	145,684	48,695	22,924	21,158	19,606	7,112	6,132	5,281	3,344	3,382	3,914	2,942	1,194
		163,140	54,798	25,623	23,544	21,836	7,890	6,812	5,931	3,648	3,746	4,465	3,503	1,344
②	書面添付件数	34,074	11,479	5,178	6,268	4,345	2,728	1,034	658	511	541	644	499	189
		39,662	13,424	6,044	7,247	4,852	3,288	1,264	774	603	612	735	583	236
③	書面添付割合 （② / ①）	23.4	23.6	22.6	29.6	22.2	38.4	16.9	12.5	15.3	16.0	16.5	17.0	15.8
		24.3	24.5	23.6	30.8	22.2	41.7	18.6	13.1	16.5	16.3	16.5	16.6	17.6
④	意見聴取件数	1,425	324	211	305	243	123	67	25	35	19	31	37	5
		1,629	395	239	312	273	160	82	37	30	41	26	29	5
⑤	意見聴取割合 （④ / ②）	4.2	2.8	4.1	4.9	5.6	4.5	6.5	3.8	6.8	3.5	4.8	7.4	2.6
		4.1	2.9	4.0	4.3	5.6	4.9	6.5	4.8	5.0	6.7	3.5	5.0	2.1
⑥	④のうち、調査省略件数	366	88	30	103	57	53	14	6	5	1	2	7	0
		461	120	34	96	86	83	14	7	1	2	6	11	1
⑦	調査省略割合 （⑥ / ④）	25.7	27.2	14.2	33.8	23.5	43.1	20.9	24.0	14.3	5.3	6.5	18.9	0.0
		28.3	30.4	14.2	30.8	31.5	51.9	17.1	18.9	3.3	4.9	23.1	37.9	20.0

（注）1 上段の計数は、令和3年分の件数及び割合を示す。

2 申告件数(①)については、税理士関与有りの申告件数を示す。

3 ①及び②は、翌年10月31日現在の計数を示す。

4 ④の計数は、令和5事務年度に意見聴取を実施した件数を示す。意見聴取の対象には、令和4年分以外の年分の相続税申告書に対して添付された書面も含まれている。

【法人税】（令和5年度）

（単位：件、％）

項目		局名													
		全国	東京	大阪	名古屋	関東信越	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄	
①	申告件数	2,801,018	909,593	453,264	302,568	331,922	141,822	144,322	136,083	108,311	109,633	76,979	60,289	26,232	
		2,851,307	930,639	463,306	307,040	335,951	143,403	144,992	139,481	109,578	111,462	77,673	60,456	27,326	
②	書面添付件数	281,245	68,823	47,033	33,213	40,210	24,257	21,724	10,176	9,133	11,047	5,898	6,389	3,342	
		286,472	70,115	48,098	33,945	40,858	24,280	22,097	10,480	9,385	11,257	5,952	6,600	3,405	
③	書面添付割合 （② / ①）	10.0	7.6	10.4	11.0	12.1	17.1	15.1	7.5	8.4	10.1	7.7	10.6	12.7	
		10.0	7.5	10.4	11.1	12.2	16.9	15.2	7.5	8.6	10.1	7.7	10.9	12.5	
④	意見聴取件数	4,151	849	567	249	725	702	435	106	43	187	66	173	49	
		4,339	864	656	381	806	606	347	100	85	187	128	145	34	
⑤	意見聴取割合 （④ / ②）	1.5	1.2	1.2	0.7	1.8	2.9	2.0	1.0	0.5	1.7	1.1	2.7	1.5	
		1.5	1.2	1.4	1.1	2.0	2.5	1.6	1.0	0.9	1.7	2.2	2.2	1.0	
⑥	④のうち、調査省略件数	1,988	558	227	133	334	286	179	34	10	84	32	94	17	
		2,017	535	233	184	370	228	159	35	35	100	57	69	12	
⑦	調査省略割合 （⑥ / ④）	47.9	65.7	40.0	53.4	46.1	40.7	41.1	32.1	23.3	44.9	48.5	54.3	34.7	
		46.5	61.9	35.5	48.3	45.9	37.6	45.8	35.0	41.2	53.5	44.5	47.6	35.3	

（注）1 上段の計数は、令和4年度の件数及び割合を示す。

2 申告件数(①)については、税理士関与有りの申告件数を示す。

3 ①及び②は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月までに申告があった計数を示す。

4 ④の計数は、令和5事務年度に意見聴取を実施した件数を示す。意見聴取の対象には、令和5年度以外の年度の法人税申告書に対して添付された書面も含まれている。

全国国税局税理士監理官会議

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	13
----	----

〔令和6.9.18〕  
課税部軽減税率・インボイス制度対応室

## インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス発行事業者の登録件数は、本年7月末日時点で約456万件となっているところ、インボイス制度の円滑な定着に向けて、令和6事務年度も引き続き制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な相談対応等に取り組む。

全国国税局税理士監理官会議

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	14
----	----

〔令和6.9.18〕  
徴収部管理運営課

### キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、財務省が策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指している。

また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、キャッシュレス納付への移行を加速させていく必要がある。

現金による納付の大半を金融機関の窓口納付が占めていることを踏まえ、金融機関、関係民間団体や地方公共団体とも連携し、特に、納付機会の多い源泉所得税（自主納付分）を窓口で納付している納税者に対するキャッシュレス納付の利用勧奨等に取り組む。

全国国税局税理士監理官会議

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料	15
----	----

〔令和6.9.18〕  
徴収部徴収課

## 滞納の未然防止の取組

適正・公平な課税及び徴収を実現するためには、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となった国税については、納税者個々の実情を踏まえつつ、法令等の規定により、滞納処分を執行するなどして、早期かつ確実に徴収する必要があるところ、令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」(指示)に基づき、国税組織全体として、税理士による納税者への納付指導を依頼するなど、滞納の未然防止に関する施策に積極的に取り組んでいく。